

# 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉部薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令の番号	昭和28年第14号				
不利益処分の種類	向精神薬営業者の改善命令等	根拠条項	第50条の40				
処 分 基 準	<p>県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（以下「向精神薬営業者」という。）について、これらの者に係る向精神薬営業所の構造設備が第50条第2項第1号の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該向精神薬営業所の全部若しくは一部の使用を禁止することができる。</p> <p>* 厚生労働省令で定める基準 『向精神薬営業者の免許』の項の「2 向精神薬営業所の構造設備基準」を参照。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO